

# －申告書は自分で書いて早めに提出しましょう－ 所得税・住民税の申告期間は、2月18日～3月15日です。

申告は、所得証明書及び納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

下記申告相談日程表をご確認のうえ、申告相談を受けてください。(※昨年までと会場が変更となった地区もありますので、ご注意ください。)



## 申告をしていただく方

- 平成14年1月1日現在、市内に住所のある方、または、市内に居住している方で、次に該当する方
- ①事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあった方
  - ②給与のほかに所得のある方や給与を2カ所以上から受けている方
  - ③給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない方
  - ④平成13年中に退職した方
  - ⑤どなたの扶養にもなっていない方
  - ⑥医療費控除を受ける方(所得税のある方で、年間10万円以上の医療費の支払いがある方)
  - ⑦初めて住宅借入金特別控除を受ける方
  - ⑧所得がない世帯であっても、どなたかが必ず申告してください(この場合、お電話でも結構です)

## 申告のときにお持ちいただくもの

- ◆印鑑・ハガキ(相談日を通知したハガキ)  
ご案内のハガキが届かなくても申告義務があると思われる方は、申告相談日程表をご覧のうえ最寄りの会場へおいでください。
  - ◆平成13年中の所得のわかるもの
    - ①給与所得者は、給与支払報告書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間所得額)
    - ②営業所得者・不動産所得者は、収支のわかる帳簿など
    - ③生命保険料・個人年金保険料・損害保険料などの支払証明書
    - ④医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの。なお、医療費については必ず明細を作成しておいてください
    - ⑤学生の方は、学生証明書か在学証明書
    - ⑥還付申告の方は、本人名義の預金口座番号の控え
- 問合先** 税務課 市民税担当

## 平成14年度 所得税・住民税申告相談日程表 時 間 午前9時30分～午後4時

地区	対象地域	期 日	会 場
盛 里	盛里地区全域	2月18日(月)	盛里地域コミュニティセンター
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑	19日(火)	宝地域コミュニティセンター
	下大幡・上大幡・高畑	20日(水)	
禾 生	田野倉・大原	21日(木)	禾生地域コミュニティセンター
	四日市場・月見ヶ丘・川茂・小形山	22日(金)	
	古川渡・井倉	25日(月)	
東 桂	鹿留(宮下・沖・古渡)	26日(火)	東桂地域コミュニティセンター
	十日市場・蒼竜峡団地・境	27日(水)	
	桂町・上夏狩・下夏狩	28日(木)	
下谷・三吉	下谷1～4・下谷・玉川・引の田・戸沢	3月1日(金)	いきいきプラザ都留
	法能・宮原・住吉	4日(月)	
開地・川棚	開地地区全域・川棚	5日(火)	市役所税務課
上 谷	田原1～4・上谷	6日(水)	
	上谷1～6	7日(木)	
下 谷	中央1～4・つる1～2	8日(金)	市役所税務課
	つる3～5・羽根子	11日(月)	
全地区	市内全域 (指定日に申告できなかった方)	12日(火)	市役所税務課
		13日(水)	
		14日(木)	
		15日(金)	

◎小規模事業者のための  
税理士による確定申告無料相談

日 時 2月19日(火)  
午前10時～午後3時

場 所 市役所 3階 大会議室

◆相談に来られるときは、計算器具、筆記道具などをご持参ください。

